

スーパーグローバルコースの実施及び運営に関する内規（案）

平成 年 月 日
スーパーグローバルコース実施運営協議会決定

（趣旨）

第1 この内規は、京都大学におけるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施単位）

第2 スーパーグローバルコースの実施単位は、京都大学学際融合教育研究推進センター（以下、「学際センター」という）に置かれるスーパーグローバルコース数学系ユニット、化学系ユニット、医学生命系ユニット及び人文・社会系ユニット並びに環境学系コース及び社会健康医学系コースとする。

2 各ユニットの組織は、学際センターの定めるところによる。

3 各コースには長を置き、本学の教員をもって充てる。

4 各コースの長は、各コースの事務を掌理する。

（目的）

第3 各ユニット及びコースは、大学院教育のグローバル化を推進する体制を整備するとともに、海外大学との連携・協力関係の強化を図り、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的とする。

（任務）

第4 各ユニット及びコースは、その教育上の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

（1）履修者の選抜に関すること

（2）体系的な教育課程の編成、教育方法及び実施体制の整備に関すること

（3）履修者の修了に関すること

（4）教務に関する記録の作成及び管理に関すること

（5）その他スーパーグローバルコースの実施運営に関すること

2 各ユニット及びコースの長は、履修者の選抜方法、教育課程、実施体制をスーパーグローバルコース実施運営協議会に報告するものとする。

（事務）

第5 各ユニット及びコースの統括事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。

2 各ユニット及びコースの事務は、各ユニット及びコースの長が指定する部局事務において処理する。

（その他）

第6 この内規に定めるもののほか、各ユニット及びコースの実施及び運営に関し必要な事項は、各ユニット及びコースの長が定める。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。

制 定 理 由

本学におけるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関し、本コースを実施する実施単位をはじめ、必要な事項を定めるため、この内規を制定しようとするものである。